説明書

(令和6年6月11日作成)

宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)の行った有印私文書偽造(不誠実対応-40)及び(不誠実対応-41)に関して、不起訴処分となることが決定した。

(詳細説明)

起訴・不起訴を判断する検察官の説明では、令和2年4月28日付けで捏造された個別支援計画書の存在は、その一枚が無かったからと言って、その後の個別支援計画書には保護者の署名及び捺印が存在しているから問題なく、市からの受給額に影響はないためとのことであった。

しかしそもそも宇津雅美が高槻市において、指定取り消し処分を受ける前に施設長をしていた時には一切、個別支援計画書は作成していなかった。この高槻市における指定取り消し処分を受けて、アルプスの森の代表が宇津雅美から宇津慎史に変更になっている。従って、代表が宇津慎史に変更された当時、必要であるが作成されていなかったため捏造したのが、令和2年4月28日付けの個別支援計画書である。すなわち最初に自治体の補助金を受給するための根拠が、この捏造された個別支援計画書であった。

またこの捏造された個別支援計画書以外の個別支援計画書においても、その作成過程において以下の理由により不当なものであった。

- 1.) 個別支援計画の一切の説明を利用者の保護者に行っていない。
- 2.) 個別支援計画を立てる上で最重要事項になる過去の飛び出し事故に関して隠蔽されていた。
- 3.) 誘導時の家族との取り決めはしっかりと守っていると説明していた。
- 4.) 個別支援計画書における保護者の署名及び捺印は、いつも急いで対応が必要な送迎時に行われ、個別支援計画の説明は一切なく、手続き上、必要な書類なのでこれに署名・捺印をするように説明を受けていたのみであった。
- 5.) 初回の不正に作成された個別支援計画書の内容に殆ど変更が加われないまま、その後の個別支援計画書が作成された。従って、捏造された個別支援計画書の影響がその後も続いた。

これらの点において私達遺族は検察官に説明したが、令和2年4月28日以降の個別支援計画書には、保護者の署名及び捺印が存在しており、個別支援計画書の作成過程自体に問題があったとしても、有印私文書偽造の犯罪としては直接的な関係はなく、不起訴との判断であ

った。個別支援計画書の作成自体は施設側が行わなくてはならない物であるが、その作成過程が不当かどうかに関しては、有印私文書偽造の犯罪とは関係ないとの判断とのことであった。

また身体拘束同意書に関しては、法的に絶対的に必要なものではないこと。捏造される前に 正当な同意書を作成している事から、この点においても印私文書偽造に関しては不起訴処 分とするとの事であった。